

消防職員向けのハラスメント等相談窓口を設置しました

設置目的

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、消防本部や市町には相談しにくい、相談したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて設置します。

対象者

ハラスメント等を受けたと考える消防職員の方だけでなく、そのご家族、上司、同僚の方など広くご相談いただけます。また、匿名での相談も受け付けます。

相談内容（例）

- ・ 上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないか。
- ・ 市町や消防本部にセクハラの相談をしたが、相談に乗ってくれなかった。
- ・ 消防職員である配偶者がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいか。

相談への対応

相談者からの相談に対して助言を行うほか、相談者の要請や同意があれば

- ◎ 関係消防本部等に対し相談内容の情報提供を行います。
- ◎ 関係消防本部等から過去の経緯を聞き取ったうえで、関係消防本部等に適切な対応をとるよう助言します。

情報の秘匿性の確保

関係消防本部等への情報提供を行う際には相談者の方にどこまで情報提供をしてもよいのか等の確認を行い、相談者の方が不利益な取扱いを受けないよう十分配慮します。

※ ハラスメントへの対策実施や消防職員への処分については、消防本部の権限・判断によるものであり、相談を受けて県として行うことは関係消防本部等への情報提供および助言となります。

連絡先

本窓口は石川県危機管理監室消防保安課に設置しています。
お電話の際には、「ハラスメント等の相談を行う」とお申し出ください。

電話番号：076-225-1481（対応時間：平日9時～17時）

※ なお、電子メールでの相談も受け付けておりますが、ハラスメント等の相談であることが分かるよう、メールの件名に【消防ハラスメント等相談窓口宛】と記載ください。

また、相談内容について担当から詳細を確認させていただきますので、必ず今後の連絡先（電話番号・メールアドレス）と連絡に都合の良い時間を記載の上、下記メールアドレスまでご相談ください。

メールアドレス：e170700@pref.ishikawa.lg.jp